

### 第3章 公益訴訟の展開と憲法解釈からみるインド司法の現在 その他後進階級にかかわるタートル判決をもとに

著者	浅野 宜之
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	580
雑誌名	インド民主主義体制のゆくえ：挑戦と変容
ページ	[123]-154
発行年	2009
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00011564">http://hdl.handle.net/2344/00011564</a>

## 第3章

# 公益訴訟の展開と憲法解釈からみるインド司法の現在

——その他後進階級にかかわるタークル判決をもとに——

浅野 宜之

### 序論

インド憲法は社会のダイナミックな動きに連動し、改正を繰り返しながら現在の形にいたるまで継続して保持され続けてきた。また、改正法そのものだけでなく、さまざまな憲法訴訟が現在のインド憲法およびその変容に大きな影響を与えてきた。そこで本章では、近年出された判例において憲法改正法の合憲性が争われたケースを取り上げることで、憲法それ自体と、憲法をめぐる訴訟の動態について検討を行う。

本章で取り上げるのはタークル (Ashoka Kumar Thakur vs. Union of India & Others) 判決<sup>(1)</sup>である。2005年に、教育機関への入学枠の留保について、社会的・教育的に後進な階級に関しても、そしてとくに私立の教育機関についてもこれを可能とするような憲法改正 (憲法第93次改正) 法が制定され、これにもとづいて「2006年中央教育機関 (入学における留保) 法 (2007年法律第5号。以下2006年法と略)」が制定された。本訴訟は、当該憲法改正および2006年法の内容にもとづいて留保枠の拡大を行うことによって、逆に憲法に規定されている「法の前の平等」規定に反するということから、提起されたものである。

タークル判決をもとに検討する事項は、次のとおりである。まず、本訴訟

の提起に際して用いられた「公益訴訟」の展開について概観する。そして、公益訴訟で対象とされる事項の拡がりや跡づけるとともに、その展開のなかでのタークル・ケースの位置づけを確認する。つづいて、タークル判決において憲法改正等の憲法判断を行う際に参照された「憲法の基本構造」論について、その概要とタークル判決における参照のされ方を検討する。

インドの民主主義政治の流れのなかで、最高裁が果たした役割は決して小さくない。なかでも公益訴訟は、インド社会におけるさまざまな課題が持ち込まれ続けた、訴訟類型のひとつである。これをふまえて、本章における問題関心は次のとおりとなる。第1に、タークル判決を参照しながら、対象とする事項の拡大がみられる公益訴訟のもつ意味と、そこに現れるインド司法の特徴を明らかにする。第2に、タークル判決における「憲法の基本構造」論について検討することで、留保制度という公益にかかわる問題について取り扱う際の、最高裁の憲法解釈の姿勢と、その背景にある司法と政治状況とのつながりについて、検討する。これらの検討は、今後インド政治における司法の位置づけを考察していくにあたり、ひとつの視座を提供するものと考ええる。

## 第1節 公益訴訟の動態

### 1. 公益訴訟について

#### (1)公益訴訟の概要

インドにおける公益訴訟<sup>(2)</sup>は、1970年代後半にその始まりをみることのできる訴訟形式で、憲法第32条および第226条に規定のある、令状訴訟をその基礎とするものである。形式的な特徴は次に述べるが、本質的に公益訴訟である場合満たさなければならない条件として、ウパディヤイ (Upadhyay [2007: 12]) は次の3点を挙げている。まず、国または公共機関の、権利侵害、

権限逾越または不作為により公的な侵害が存在すること、第2に、弱者層の基本的権利の保障または行政機関に憲法上または法的な義務の履行を強制するためのものであること、第3に既得権をもつ者による、取るに足らない訴訟の提起は認められないということである。

その形式的な特徴としては、本来訴訟においては対審構造を基本とするものの、公益訴訟では第三者による訴えの提起も認めるなど、原告適格が緩やかにされているところが第1に挙げられる。そのほか、訴訟提起にあっても裁判官に対する書簡をもってこれに代えることが認められているところ、また、裁判所が職権により調査委員会を設置し、法社会学的調査を行うなどして、その結果を審理に採用することがあるなどの点も重要な特徴である。さらには訴訟の終結にあっても、中間的な命令を出すことで継続的に監督を続けるという方法をとるほか、当事者のみならず第三者にも効力の及ぶ命令を出すなど、「立法的、政策的」側面を色濃くみせる決定がなされることがあるところも特徴として挙げられている。こうした形式をとる公益訴訟の誕生および発展のなかで、当初は弱者の権利保護に焦点が当てられ、紹介がなされてきた。次に述べる判例は、そのようなものの典型的な例である。

## (2)社会活動訴訟という名に沿う訴訟

公益訴訟の嚆矢とされるものに、ボンベイ労働組合判決（1976年）がある。この訴訟における論点のひとつが、労働者個人ではなく、労働組合が賞与の不払いにかかわる不服申立てについて、訴訟の提起を行う適格をもつのかどうか、といったところであった。この点について最高裁判事クリシュナ・アイヤールは、「我々の法廷は、洗練された当事者というよりも農村の貧困者、都市部の見捨てられた人々、弱者層のことを取り扱うものである」と述べ、公益に資する場合においては当事者適格を緩和し、審理を推進すべきことを明示した<sup>(3)</sup>。

その後、ティハール監獄判決（1980年）、アジア大会判決（1982年）、あるいは隷属的労働者解放戦線判決（1984年）などの訴訟が提起され、公益訴訟

を特徴づけるものとなった。それぞれの訴訟の内容は、次のようなものであった。

① ティハール監獄事件（スニル・バトラ事件）<sup>(4)</sup>

これは、死刑囚が、監獄での収監者に対する刑務官による暴行について、裁判所に対して書簡を送り、これをもって訴状とみなして訴訟提起を受け付けたというものである。1980年代以降、書簡による訴訟提起がみられるようになっていたが、本判決はその訴訟提起を受け付けた初期のものということができ、インドにおける公益訴訟の特徴である「書簡による訴え」の最初のケースといえる。

② アジア大会事件<sup>(5)</sup>

アジア大会がデリーで開催されるにあたって進められていた建設事業のなかで、作業員たちは1948年最低賃金法などの労働法制上の権利が侵害されている状況が存在するとの書簡がバグワティ最高裁判事あてに送られてきたことから始まった訴訟である。書簡による訴えがここでもみられるとともに、原告適格要件の緩和についてこれを明示的に示した重要な判決であるといわれる。

③ 隷属的労働者解放戦線事件<sup>(6)</sup>

これは、採石場において隷属的労働者が働いているとの情報をもとに、訴えが取り上げられたケースである。本ケースでは、社会法学的調査を行うために調査委員会が設置され、その調査結果を訴訟でも採用した。そして、州政府と中央政府に対して、隷属的労働者（廃止）法、鉱山法などの規定内容を執行するよう命令している。

以上のように、公益訴訟の初期においては、労働者の権利保護、あるいは収監者などの権利保護を目的として、司法へのアクセスが困難な場合に第三者がそのものに代わって訴訟を提起し、救済を受けるといった事例が多くみられた。そうした点をふまえて、これらの訴訟のことを「社会活動訴訟」(Social Action Litigation)と呼ぶことがあった。バグワティは次のように述べている。「社会活動訴訟の多くは、恵まれず、社会から疎外された人々の権利が

国やその他の機関による抑圧により奪い去られているということに焦点をあてるものである」(Bhagwati [2008: 4])。

そしてバグワティが最高裁長官を務めていた時期に、公益訴訟の隆盛を迎える。1988年には最高裁判所に公益訴訟担当部署が設置され、ガイドラインにおいて公益訴訟によって救済がなされうる対象事項が列挙された。すなわち、次に挙げる10項目にかかわる事態のみが公益訴訟として提起できることとなったのである。その10項目とは、(1)隷属的労働、(2)児童、(3)最低賃金不払い、労働者からの搾取など、(4)監獄における待遇、迅速な司法、(5)警察による違法行為、嫌がらせ、(6)女性に対する権利侵害、(7)指定カースト、指定部族または経済的に後進的な人々が受けた嫌がらせ等に対する不服申立て、(8)環境汚染、生態系の破壊、麻薬問題、文化財の保護、森林その他公的に重要な事項、(9)暴動の被害者からの申立て、(10)家族年金、である。このガイドラインは、その後の最高裁判決をもとにいくらかの加筆がなされているが、取り上げうる対象としてはこの10点に変化はない。しかし、8番目の「その他公的に重要な事項」という文言にもとづいて、その後の公益訴訟において、対象の広がりが増著にみられるようになる。

## 2. 近年の公益訴訟の動き——社会全体の利益を追求する公益訴訟へ——

もちろん、労働者や獄中にある者の権利を保障することが公益につながるということから公益訴訟が存在するわけであるが、このカテゴリーでいう社会全体の利益、という場合には、初期の公益訴訟にみられるような明確な形での人権の侵害がみられるものとは異なり、国、あるいは社会にとって望ましい環境を整備するという点に公益をみいだすという形の公益訴訟が生まれているということを含意している。

すなわち、当初貧困者や人権の深刻な侵害を受けている者たちの権利を保護するために令状請求訴訟の手続きを用いながら生まれた公益訴訟が、環境問題さらには政治家の汚職という、一見権利侵害を受けている者が明確に

特定しづらい問題にも利用され、これがこの訴訟形態そのものの発展につながっているということである。

たとえば、環境問題に関しては、憲法では第4編「国家政策の指導原則」において第48A条で国家の環境保護義務を、また国民の義務として第51A条で自然環境の保護を定めている。なお、憲法第4編の「国家政策の指導原則」に定められている規定内容については、裁判により救済が求められえない（第37条）。しかし、公益訴訟が幅広く活用されていくなかで、憲法第21条の「生命に対する権利」のなかに「環境権」を読み込んでいくなどして、裁判所での救済が可能とされてきている。こうした動きについて、いわば憲法第3編「基本的権利」と第4編との統合的な適用が見受けられるといわれる。このカテゴリに入る公益訴訟のうち、代表的なものを概観すると、次のとおりである。

#### (1)環境にかかわる事例

##### ① マドラス皮革工場判決<sup>(7)</sup>（1996年）

本件は、タミル・ナードゥ州において、皮革（革なめし）工場が廃液を未処理のまま垂れ流し、水質汚染を引き起こしたという主張のもとづく令状訴訟である。本件判決において、いわゆる「予防原則」および「汚染者負担の原則」は、憲法第21条をはじめ各種の法規のなかに読み込むことができると示している。これらの原則は、1972年ストックホルム宣言において提示された「持続可能な開発」にとって重要なもので、リオ宣言のなかで明示されたものである。両原則を明示した当該判決について、伊藤 [2006: 72] は、インド環境法に多大な貢献をしたものと評価している。

##### ② デリー排気ガス・ケース<sup>(8)</sup>

デリー周辺において、大気が汚染されるのを放置しているとして、M・C・メータによる令状請求訴訟がなされた。原告によれば、住民の健康が危険にさらされているような大気汚染の原因は工場および自動車の排気ガスにあるとし、自動車の所有者に対しては一酸化炭素や窒素酸化物、鉛や煙が排

気されるのを防がせるべきだとしたのである。最高裁はその後いくつかの命令・指示を発した。もっとも重要な内容としては、ディーゼル燃料をおもに使っていたバスなどの公共交通機関では、これを圧縮天然ガス（CNG）で走る車に乗り換えることなどが命令されたものが挙げられる<sup>(9)</sup>。当初バスは2001年3月までに、タクシーやリキシャなどは2000年3月までに転換を終えることが求められていたが、費用負担の問題から、期日は後に延長された。このほか、ディーゼルエンジンのバスを使い続けるオーナーに対してデリー市運輸局長は1日あたり500ルピーを徴収すること、2002年5月から1月あたり800台のディーゼルエンジンのバスを減らすことを求めるといった命令も発せられた。この結果、現在ではニューデリー中心部に入ることのできるタクシーやオートリキシャはCNG利用のものだけに限定されている。

#### (2)汚職にかかわるケース

汚職は公共の資源を私的に濫用するものとして、公益訴訟の対象となることがある。これは、インドに独特の現象であるともいわれている。たとえば、国営銀行が巨大な損失を負ったとき、裁判所は、公益訴訟とは個人または集団の基本的権利の執行に限定されるものではなく、社会全体の権利についてもその対象とするものであると示している<sup>(10)</sup>。

#### (3)森林依存住民にかんするケース

インドにおいて、森林地帯に居住する少数民族の権利を保護することは、近年の課題として取り上げられてきた。本来森林は国家のものとして、住民による管理・利用は比較的厳しく制限され、森林省を中心とする森林管理官（Indian Forest Service）による管理が重視されてきた。このなかで制定された2006年指定部族およびその他の森林居住民（森林権承認）法は、元来森林地帯に居住してきた少数民族らに、森林権という名のもとに森林地域で居住・生活することや、小規模林産物を活用することを認めるなどしている。これに対して、大きく分けて2つの立場から批判がなされている。



ひとつは、自然保護団体である。森林権を認めることで森林の利用が進み、動物保護区などでの開発が進むのではないかと、という懸念からの反対である。2つめが、官僚である。これもまた、森林の破壊が進むとの意見からの反対である。

こうした反対意見もみられるなかで、法令に反対する住民からの訴訟の提起がなされている。たとえば、タミル・ナードゥ州で提起された訴訟では、自然環境の破壊を理由に当該法律に反対する旨が述べられている<sup>11)</sup>。

本法律は、見方によれば、弱者の権利を保護することを目的においたものであるということが出来る。しかし、公益訴訟が、そのような改革的立法に反対する手段として用いられている点に注意すべきである。

以上のように、元来社会における弱者層の人権保障を目的として誕生した公益訴訟が、社会の流れのなかで、その対象を広げ、公益訴訟のもつ意義そのものも変容をみせてきている。とくに、最後の森林依存住民の保護をうたった法制に対する訴訟のように、一般的にみて弱者の保護をうたう政策に対して、公益訴訟の手続を用いて異議を申し立てるといった内容の訴訟がみられるようになってきている。本章で取り上げるタークル・ケースもまた、これと類似する例ということが出来る。タークル判決において取り上げられた、「その他後進階級」への留保制度の問題は、過去にもインドにおいて大きな政治的問題となってきた。たとえば、1989年発足のV・P・シン政権がこの制度実施を打ち出したとき、これに抗議する動きが起き、混乱を招いている。このように、賛否が二分されるような問題が、公益保護の名のもとに訴訟提起の対象となってきたのである。そこで、次節ではタークル判決の背景とその内容を概観し、公益訴訟の広がりを確認したい。

## 第2節 タークル判決

### 1. タークル判決にいたる背景

インド憲法では、歴史的な経緯もふまえ、社会において弱者とされる集団に対して留保規定を設けている。たとえば、現行規定では「指定カースト」(Scheduled Caste: SC)、および「指定部族」(Scheduled Tribe: ST)に対して、公務への採用、下院議員等の議席、高等教育機関の入学枠などについて留保が行われている。これに対して、こうした集団には入らないものの、「社会的・教育的に後進な」集団についても留保がなされるべきだとされ、憲法第1次改正により「社会的・教育的後進階級」への留保がなされることとなった。第1次改正を皮切りに、留保をめぐる議論が、インド憲法にかかわってさまざまに展開されることとなった。まず政府は第1次後進階級委員会(通称カカ・カーレルカル委員会)を設置した。その報告(1955年)では2399の集団が「その他後進階級」(Other Backward Classes: OBC)に含まれるとされたうえで、これが人口の約32%を占めているとされていた<sup>12)</sup>。

マドラス州(現タミル・ナドゥ州)など南インドの諸州では、OBCに対する留保が独立後の比較的早い段階から進められてきた。そして、これが問題として取り上げられ、訴訟が提起されたケースが多くみられる。たとえば、憲法第1次改正のきっかけとなったチャンパカム・ドーライラジャン判決(1951年)、憲法第15条4項<sup>13)</sup>が定める後進性はカーストについて定めているのではなく、また、留保枠は50%を超えるべきではないとしたバラージ判決(1963年)、後進性判定のためのマイソール州(現カルナータカ州)政令に関するチトラレーカ判決(1964年)、OBCの判定について、カーストを基準とすることを定めたマドラス州政令を支持したラジェンドラン判決(1968年)等が挙げられる。

OBCへの留保問題については、その後もOBCの定義などについて議論が

分かれたこと、さらには、OBCを有力な支持基盤とする「ジャナター党」(Janata Party)が1977年に会議派を退けて中央ではじめて政権についたことなどが背景となって、改めて第2次後進階級委員会(通称マンダル委員会)が1979年に設置された。翌年に提出されたその報告書によれば、3743のカースト集団がこれに含まれるとしたほか、これらが全人口の52%を占めるなかで、その人々の公務への就職が12.5%にすぎないとしたうえで、27%の留保をOBCについて行うべきであるとされていた。この27%という数字は、前述のパラージ判決において、留保枠は50%を下回るべきであると判示されたことによるものである<sup>14)</sup>。このように、社会的・教育的な後進性が、カーストと関連づけて示され、政府はこれにもとづいて公務における後進階級の留保拡大にかかわる覚書を発した。このような状況に対して、当該覚書が憲法違反であるとの訴訟が提起された(インディラ・サハーニー判決、通称マンダル事件判決)<sup>15)</sup>。このマンダル事件判決では、主要な論点がいくつか挙げられる。たとえば、カースト集団を後進階級指定の基準とすべきか否か(多数意見はこれに賛成し、反対意見は経済テストにより判断すべきとした)、憲法第16条4項に定める後進階級の位置づけの問題、富裕層(creamy layer)は後進階級から除外すべきか否か(多数意見はこれを除外すべきことを示した)、公務における昇進に関しても、留保が認められるべきか否か、などがある<sup>16)</sup>。これらの論点は、その後のOBCに対する留保の論議において、継続的に取り上げられた重要なものばかりであった。結果的にこの判決にもとづき、OBCに対する27%の留保が公務への就職に関して実施されるにいたっている。

このように近年に至るまで、さまざまな議論が留保に関連して提起されてきた。佐藤[2006: 152]は、OBCに対する留保は、SC、STに対する留保制度と異なって「社会的な代表性の反映」という要素が強調されているとしており、この点がOBCへの留保を政治的に重要な問題にしているということができよう。憲政上も、孝忠[2005: 176]が指摘するように、近年におけるインド憲法の改正のなかで、留保規定にかかわる改正が多くみられることから、この問題が重要な位置を占めていることがうかがわれる。

なかでも最近問題となったのが高等教育機関への留保である。2002年のパイ基金判決<sup>[7]</sup>によって、教育機関を設置し、運営することは憲法第19条1項g号（第19条1項g号は市民の有する権利のひとつとして、「専門的職業に就き、または職業、交易、もしくは事業を行うこと」を挙げた規定である）にいう「職業」にあたりと判示された。さらに2005年のイナムダール判決<sup>[8]</sup>は、補助金を受けていない機関に関して、これへの入学について国は関与できず、教育機関が独自に入学者の選定を行うことを認めた。これらの判決に対抗し、政府による私立教育機関への留保制度設置を可能とするためなされたのが、2006年1月の憲法第93次改正である。本憲法改正のための法案（第104次憲法改正法案）の提案目的および理由（Statement of Objects and Reasons）は、次のように述べている。

「現在、補助金を受けているか、または国により運営されている機関、とくに専門教育を施す機関においては、入学枠が私立の補助金を受けていない機関に比べて限られている。

社会的・教育的に後進な階級、たとえば OBC や SC、ST の教育面での改善のために、これらの学生が、憲法第30条1項に定めるマイノリティによる教育機関を除く、補助金を受けていない教育機関への入学に関して、憲法第15条をさらに拡大させる必要が要請されている。新たな（第15条）5項は、連邦議会および州議会が、上記の目的を達成するために適切な法令を制定することができるようにするためのものである」<sup>[9]</sup>（カッコ内筆者追記）。

憲法改正により新設された憲法第15条5項は、次のとおりである。

「この条または第19条1項g号の規定は、国が法律により、いかなる社会的および教育的に後進な階級の市民、指定カーストおよび指定部族の向上のために、第30条1項に定めるマイノリティによる機関を除き、私立のものを含む、教育機関への入学に関して、これが国からの援助の有無にかかわらず、特別な規定を設けることを妨げない」。

当該憲法改正にもとづき2006年法が制定され、これにより、2007年度の学

期から OBC への留保を行うことが定められた。このような流れに対し、訴訟が提起されたのが今回取り上げるタークル・ケースである。

## 2. タークル判決の概要

本訴訟は公益訴訟として提起されたものであり、その主要な論点は、2006年法および当該法の根拠となった憲法第93次改正法の違憲性であった。原告側は、2006年法の基礎となっている憲法第93次改正法について、「憲法の基本構造」を侵害していることにより違憲であると主張し、また、当該憲法改正によって追加された憲法第15条5項は、「国が社会的・教育的後進階級または指定カーストおよび指定部族のための特別規定を設けることを妨げない」とした同第15条4項に対し抵触することから、違憲であると述べた。さらに、第15条5項において第30条1項に定める「マイノリティによる教育機関」を適用対象から除外していることは、「法の前の平等」を定めた第14条を侵害しているという意見も出されている。また、憲法第93次改正が、(憲法第162条に関係する)州の行政権に影響を及ぼすことから、憲法第368条2項に定める、大統領による法律の認証前に州議会の過半数がこれを承認するという手続きをとる必要があったのではないか、という点も原告側の主張には含まれていた。さらに、第15条5項にもとづく留保にかんしては、アメリカ最高裁の判例にみられる「違憲の疑いの強い立法」(suspect legislation)、「厳格な審査」(strict scrutiny)、あるいは「きわめて強い公の必要」(compelling State necessity)といった法理が適用されるのではないかとの主張もなされた。

また、2006年法については、「後進階級」の定義に関して、カーストをもとに決定することが憲法上無効ではないかという主張があり、さらに法律の適用対象に関連しては、「社会的・教育的後進階級」から「富裕層」(creamy layer)を除外することの是非が問われた。このほか、27%を OBC に留保するという規定について、そのパーセンテージの大きさについても疑義が表さ

れ、このほか、期限が定められた立法ではないことや、再検討の機会を設ける旨の規定がおかれていないことも問題があるのではないかとこの主張がなされた。

以上のような原告側の主張に対し、被告側は法務総裁を中心にそれぞれの論点について反論を行った。これらの論点をもとに、2008年4月10日に判決の言い渡しが行われた。判決はバラクリシュナン最高裁長官（K. G. Balakrishnan, C. J. I.）のほか、バンダリ裁判官（D. Bhandari, J.）、パサヤット裁判官（Dr. A. Pasayat, J.）、タッカー裁判官（C. K. Thakkar, J.）そしてラヴィーンドラ裁判官（R. V. Raveendran, J.）によるもので、バンダリ裁判官以下の各裁判官は（パサヤット裁判官とタッカー裁判官は共同で）個別意見を執筆、署名している。このうち長官による判決の内容を概観すると、次のとおりとなる。

まず、前述の問題の基礎となっている憲法第93次改正については、これを無効とする原告側の意見に対し、判決では、国が運営している、または補助金を受けている機関に関しては、「憲法の基本構造」を侵害していないとした。また、留保そのものについては、平等の真髄を保護し、促進するひとつの手段であり、これにより後進階級は市民生活のなかに入ることができるとして、積極的な評価をした。アメリカの最高裁が示した「厳格な審査」などの法理の適用については、これをインドにおいて直接的に用いることはできないとし、原告の主張を退けている。

また、2006年法の制定は、選挙での投票獲得のために一部コミュニティへの利益誘導を目的として行ったものであるとの原告の訴えについては、法的に受け入れられないと退けた。さらに、原告による社会的・教育的後進階級の基準をカーストにおくことは憲法違反であるとの主張について、後進階級の基準はカーストのみにおかれているわけではなく、貧困の度合いなどそれ以外の基準も用いられることから、第15条1項に照らして憲法に違反するとはいえないと示している。なお、留保枠が設けられる者の基準に関連して、「富裕層」を除外するべきであるとし、そのためにも政府により後進階級の

基準を明確に示す必要があると述べている。また、施行に際して期限が設けられていないことなどを理由に、2006年法を無効とすることはできないが、後進階級に対する27%の留保については、10年後に当該留保政策が目標を達成できているか否かを検討する必要があるとしている。

### 3. タークル判決と公益訴訟

前述のとおり、弱者層の人権が侵害されている事例において、第三者も含めて何らかの者が裁判所にその救済を申し立てるとというのが公益訴訟の元来の姿である。しかし、現状においては取り上げられる対象の拡散（汚職問題や環境問題など）、あるいは弱者層の利益を「うたった」政策に対する訴訟の提起という形で、一見すると元来の公益訴訟とは方向性が異なる訴訟が起こされていると考えることができる。このことについては、パーマナンド・シン（Singh [2006: 536]）も、公益訴訟について、以前は力の支配と濫用に対する戦い的手段として理解されてきたところのものが、今日では政治問題を明らかにし、または中間層の利益となるものを取り上げることが増えてきている、と述べている。また、スッド（Sood [2007]）は、クスム・ラタ判決<sup>20</sup>のなかから、公益訴訟（PIL）が、「宣伝目的の訴訟」（publicity interest litigation）や「私益目的の訴訟」（private interest litigation）、「政治目的の訴訟」（politics interest litigation）さらには「金銭目的の訴訟」（paise income litigation）になってはならない、という部分を引用し、近年は公益訴訟を誤った形で活用している例があることを示している。

それでは、今回取り上げたタークル・ケースのような場合はどのように考えればよいのだろうか。憲法第93次改正法または2006年法にもとづいて、社会のなかで抑圧されている集団に属する人々の人権が侵害されているかという、決してそうとはいえず、いわゆる社会活動訴訟とみなされうるようなケースであるとはいいがたい。とはいえ、取り上げられた問題がOBCに対する、高等教育機関への入学枠の留保であるということから、いわば政治的

に対立している問題が法廷の場に持ち込まれたものと本訴訟を位置づけることができるが、これを単純に政治目的の訴訟ということは不適當であり、また、宣伝目的や私益目的の訴訟とすることもできない。したがって、これを近年問題とされている「取るに足らない訴訟」のひとつとすることは妥当ではない。

本ケースでは、憲法第93次改正法および2006年法にもとづいて設けられる留保制度が、公益に反しているか否かという点について判断することが求められた。すなわち、留保制度と現代インド社会における公益との関係をどのように考えるかという問題を提起した訴訟であるということができ、したがって公益訴訟の展開のなかで重要な位置づけを占める訴訟のひとつとみることができよう。

公益にかかわるものとみなされた留保制度について、憲法第93次改正は変化をもたらそうとするものであった。本判決において、この改正が憲法違反であるか否かを判断するにあたり参照された考え方が、憲法の基本構造論である。次節では、憲法の基本構造論がいかなる形で参照されたかを検討する。これにより、インド政治に大きな影響を及ぼしてきた公益訴訟の枠組みのなかで、憲法判断がいかにしてなされたかを理解しようと考えられるためである。

### 第3節 憲法の基本構造

#### 1. 憲法の基本構造とは

インド憲法の改正は憲法第368条に定められた手続きにもとづいて行われるものであるが、議会による憲法改正権限にかかわる制限の有無が論点として取り上げられた際に、最高裁判決において提示されたものが「憲法の基本構造」論である。



浅野 [2008] に示したとおり、「憲法の基本構造」論と密接に関連しているのが、憲法改正の範囲の問題である。この問題が提起されるに至った背景として、孝忠・浅野 [2006: 33-34] は憲法第24次改正法 (1971年) の提案目的および理由を次のように紹介している。「最高裁は、周知のゴーラク・ナート事件判決 (1967年)<sup>21)</sup>において、基本権に関する第3編を含む憲法のすべての箇所の改正権を国会が有することを認めていた以前の判決を覆した。この判決の結果、国会は、国家政策の指導原則を実現するため、あるいは憲法前文で明示された目的達成のために必要な場合でさえ憲法第3編で保障されたいかなる基本権をも剥奪または制限する権限を有しないと考えられるにいたった。それゆえ、国会が憲法改正権の範囲内に憲法第3編の規定を含めるように憲法条文の改正ができることを明記することが必要であると考えられる」「この改正案は、前記目的のために憲法368条を改正し、同条が憲法改正手続きとともに憲法改正 (そのもの) についても規定していることを明確にすることを意図している。・・・さらに、この改正草案は、憲法第368条の規定にもとづくいかなる憲法改正も憲法第13条には適用されないよう、第13条を改正することをも意図している」。

その後、こうした政府の動きに対抗する形で、憲法改正を議会が行うとしても、「憲法の基本構造 (Basic Structures)」を侵害するような改正を行うことはできないとする意見が提起されてきた。その契機となったのが、ケーサヴァナンダ・バーラティ判決<sup>22)</sup>である。これは、憲法第25次改正 (1971年) によって設けられた第31C条の違憲性について争われた訴訟で、判決のなかでは、13名の判事のうち7名が憲法の基本構造を侵害するかたちでの憲法改正は認められないという意見を述べている<sup>23)</sup>。

ただし、「憲法の基本構造」が具体的に何を指しているかについては、種々の判例において判示されているものであって、その内容は確定されたものではない。ケーサヴァナンダ・バーラティ判決においても、表1のとおり、裁判官によって「憲法の基本構造」に含まれる事項は細かな部分で異なっていることがわかる。

表1 ケーサヴァナンダ・バーラティ判決における「基本構造」に含まれる事項  
——主な判事の意見——

シクリ (長官)	シェラット, グローバー	ヘグデ, ムケルジー	ジャグモハン・レッドイ
憲法の優越	憲法の優越	国家主権	基本構造は前文に記述
共和的・民主的構造	共和的・民主的構造	民主的政体	されている
政教分離	政教分離	国家の統合	
三権分立	三権分立	個人的自由	
連邦制	連邦制	福祉国家建設	
	福祉国家建設		
	国家の統合		

(出所) Shukla [2001: 887-889] をもとに筆者作成。

(注) なお、これらの判事は、憲法第3編に定める基本的権利は、上記の「基本構造」と関連するもので改正しえないとしている。

憲法には改正によっても変更しえない基本構造があるという意見については、ケーサヴァナンダ・バーラティ訴訟において、マハーラーシュトラ州政府代理人として出廷したシールヴァイも、後にはこれを擁護する立場に立ったとされている<sup>24)</sup>。その後、インディラ・ガンディー選挙訴訟判決<sup>25)</sup>やミネルヴァ・ミルズ判決<sup>26)</sup>でも、「憲法の基本構造」論が踏襲されている。

こうした流れのなかで、政府はケーサヴァナンダ・バーラティ判決の再審理を求めたり、「憲法の基本構造」にかかわる憲法改正にあたっては、改正手続きのなかにレファレンダムを導入するという憲法改正案を作成したりするなど、「憲法の基本構造」論を取り崩す努力を続けたが、成功にはいたらなかった。なお、政府のみならず基本構造論に対して批判的な意見はみられる。たとえば、ダーミジャ (Dhamija [2007]) は、憲法改正に際して、なかでも「基本構造」とされる事項を改正するに際してはレファレンダムを導入し、改正を可能にすべきだと主張するなかで、「憲法の基本構造」の曖昧さを指摘している。また、クリシュナスワミほか (Krishnaswamy and Khosla [2008: 59]) は近年の最高裁判決における「憲法の基本構造」論の適用についてはこれを無方針で矛盾に満ちたものとみており、そのなかで用いられている基準も多様であることを指摘している。

しかし、現状においてはシュクラ (Shukla [2001: 884-897]) に示されているように、「憲法の基本構造」の存在については争いのあるところではなく、むしろその内容が問題となっているとされる。ケーサヴァナンダ・バーラティ判決で提示されていなかった事項で、その後の判決で基本構造に含まれるものとして司法審査、基本権と国家政策の指導原則との調和、司法の独立などが挙げられている。そこから、憲法改正に際して司法が何らかの発言を行うこと自体に意義があると評価されていることが読みとれよう。

## 2. タークル判決における「憲法の基本構造」論

タークル判決において取り上げられた問題のひとつが、憲法第93次改正が「憲法の基本構造を侵害しているか否か」という点にあった。すでに判決の概要において述べたとおり、同判決では、憲法第93次改正は憲法の基本構造を侵害していない、という結論に達している。前述の各裁判官のうち、バラクリシュナン最高裁長官、バンダリ裁判官の2名が、とくに本事例における「憲法の基本構造」侵害との関係について、詳細に論じている。そこで、本項ではこれら2名の裁判官の意見を紹介、検討したい。

### (1) バラクリシュナン最高裁長官の判決

判決では第93次改正法の憲法の基本構造侵害について検討するにあたり、はじめに本訴訟は2006年法の違憲性を取り上げたものであること、2006年法においては留保が行われるのが同法に定義されている「中央教育機関」であり、これは政府からの補助を受けているかまたは政府により運営されている教育機関とされているため、「私立の、補助を受けていない教育機関」(private unaided institution) に関しては同法の適用外であり、また私立の補助金を受けていない教育機関からの提訴がないため、本件で論点とされている憲法第93次改正が「憲法の基本構造」を侵害しているか否かの判断にあたっては、私立の補助を受けていない教育機関については判断を行わないことを明示し

ている（C79：バラクリシュナン長官の判決におけるパラグラフ番号。以下同様）。つまり、政府からの補助を受けているかまたは運営されている教育機関についてのみ、第93次改正の違憲性が判断されているということになる。

バラクリシュナン判決では、つづいて「憲法の基本構造」についてケーサヴァナンダ・バーラティ判決における各判事の意見を概観し（C80～90）、そのうえで「憲法の諸規定については、基本権規定を含め改正または変更が可能であるが、憲法の基本構造とされる部分についてはこれを変更することはできない」とする同判決の考え方に鑑みれば、たとえば「平等という原則を完全に削除することはできないが、平等という概念の位相を変えることは、とくに憲法第4編に定める国家政策の指導原則を実施するために、可能である」として、この考え方にもとづいて憲法第93次改正についても検討しなければならないと述べている（C91）。そのうえで、一般法とは異なり、憲法改正について「憲法の基本構造」との関係で検討を行うとするならば、個々の規定との整合性よりも、国家統治のための道具たる憲法の、目的や統一性といったその基本的性質を視野に入れなければならないと示している。具体的には、憲法第14、15、16条<sup>20)</sup>に定める「平等」は、「憲法の基本構造」の要素とみて、改正しえないと考えるものの、同時に、より大きな原則の制約のもとで変更されることもありうるということである（C93）。そして、インディラ・ガンディー選挙訴訟判決から、「憲法の基本構造とは現実的な概念でなければならず」「憲法の遙か上に位置する輝く星のようなものであってはならない」とした意見を引用している。そして、憲法の個々の条文のみが「憲法の基本構造」を規定するのであって、それらの規定は憲法前文の概念の中身を規定するものである、と述べている（C94）。

さらに、憲法改正が平等概念または憲法第19条1項g号に示された概念を、適度に縮減または変更する限りにおいては、当該改正は「憲法の基本構造」を侵害しているとはいえない、としている。なぜならば、そうでなければ、変化する人間社会に憲法が適応していけなくなるからであるとする（C95）。そして、憲法前文が解釈にあたっての指針を示し、国家政策の指導原則規定

が「解釈の教本」となるとしている。すなわち、憲法前文が市民に希望と覚醒をもたらし、国家政策の指導原則が、国家統治の基礎を形作るからである、と述べる (C96)。これらのことを考え合わせたくうえて、補助金を受けている教育機関に関する限りでは、憲法第93次改正は「憲法の基本構造」を侵害していない、と判示している (C97)。

## (2)バンダリ裁判官の意見

はじめに彼は、政府からの補助を受けていない機関に対して留保を強制することは、憲法第19条1項g号に定める「職業の自由」を侵害することになり、したがって憲法の基本構造を侵害することになると示している (B132, 以下バンダリ意見のパラグラフ番号を示す)。そして、補助金を受けていない教育機関は今回提訴していないとしても、「より大きな公益にかかわる事項」として、本判決のなかで検討する、としている (B133)。判決のなかで「憲法の基本構造」について、オースチンの表現を引き、「ケーサヴァナンダにおいてその概念が示され、インディラ・ガンディー選挙判決でこれが支持され、ミネルヴァ・ミルズ判決で確かなものとなった」としている (Austin [1999: 506])。ここでいう「憲法の基本構造」論について、彼は「基本構造を実際にまたは潜在的に変更するような改正は、その特徴となるものの根本的なアイデンティティを傷つけるという限りにおいて、基本構造にダメージを与える」ものと考えている (B136)。そして、立法が憲法上の制限を侵害していて無効であるか否かについて判断するにあたり、2段階のテストを採用すべきだとしている。2段階のテストとは、彼の表現によれば、まず立法が憲法の基本構造に対して何らかの影響を及ぼしているか否かを検討し、そして、もし何らかの影響があるとすれば、つづいて基本構造への影響は、その特徴の本来のアイデンティティを変更するに至っているほどのものかどうかを判断するというものである (B137)。

このテストを通じて、憲法第93次改正が憲法の基本構造を侵害しているか否かが検討されている。第1段階として、憲法第15条5項が憲法の基本構造

に影響を及ぼしているか否かについて考えている。そして彼は、憲法第15条5項は明白に（職業や事業を行うことへの自由を定めた）第19条1項g号の適用を排除しており、したがって、第15条5項にもとづく留保が行われるとするならば、これによって第19条1項g号に定められた基本的権利が奪われているとみる。これにより、第15条5項は憲法の基本構造に影響を及ぼしていると判断できるとしている。さらにいえば、1項g号を含む第19条（言論、集会、結社、移動、職業等の自由）は基本権のなかでも重要な「黄金の三角」（Golden Triangle）を、第14条および第21条（生命および人身の自由の保護）とともに構成しており、ほかの権利に比べてもとくに重要なものとされている。それはすなわち「平等主義的な社会を構築するためには不可欠なものと考えられるためである」<sup>28</sup>。そして、これらの権利がなければ「民主制は存在しえない」としている（B140-141）。

ただし、裁判所は常に積極的に、「憲法の基本構造」論を用いて憲法改正を違反と判断し続けてきたわけではない。バンダリ裁判官も、「憲法の基本構造」論を用いて判決を引き出すことが可能に思われる訴訟であっても、これを用いずに審理を行ったケース<sup>29</sup>があることを示したうえで、「（憲法の基本構造）の「侵害については、これを真に排除するものでなければならぬ」と述べ、単に基本構造を制限するだけでは不十分であるとしている（B150）。

そして、教育機関にかかわる重要な判例であるイナムダール判決とパイ基金判決を参照しながら、国は補助金を受けていない教育機関に対して、留保を強制することはできないという意見を示している。すなわち、「教育」という事業も第19条1項g号に定める「職業」（occupation）であると示したうえで、民間の補助金を受けていない教育機関に関しては、学生を選ぶ（入学生を選抜する）権利を奪うことは合理的とはいえないと判断しているものである（B155）。これはパイ基金判決において明確に示された結論であるが、論拠はシンプルなもので「組織に出資し、または運営しているものは、学生を選抜する権利をもつ。国は、その認可と引き替えにこの（選抜する）権利

を制限してはならない」(カッコ内は筆者追記)というものである(B157)。そのため、選出手続きが透明性を確保されているのであれば、教育機関それぞれが「メリット(成績)」の定義付けを行うことは可能であるとも考えられる(B158)。

裁判所としては、いかなる制限が非合理的として認められないかという点、それは「自立性の核心にふれるものであれば、当該規制は非合理的と考えられる」としている<sup>90)</sup>。そして、パイ基金判決を引いて、教育機関が補助金を受けたとするならば、これにより留保制度や運営に対する規制に服することになるとしている(B162)。

さらに、バンダリ裁判官は、裁判所がもし補助金を受けていない教育機関について、当該留保は非合理的な規制と判断するとき、議会が第19条1項g号を第15条5項に従属するものとしてできるのか、という問いについて、これを肯定的に捉えている(B163-164)。そして、過去の最高裁判決とこれに対抗する形でなされた憲法改正とを挙げたうえで、それでもなお基本権の内容について解釈する責務は裁判所にあるとしている。つまり、「議会は憲法を改正できるが、憲法の基本構造は変更しえない」という考えにつながるものが提示されている(B166)。

つづいて、第2段階のテスト、すなわち憲法第15条5項は、第19条1項g号の根本的なアイデンティティを変更するまでに影響を及ぼしているか、という検討を行っている。これは言い換えれば、第15条5項が第19条1項g号を単に制限しているだけなのか、あるいは完全に効力を失わせるものなのか、ということになり、前者であれば第15条5項はその効力が認められ、後者ならば無効となるとしている。そして、憲法全体の枠組みに対する影響を考察するのか、あるいは、補助金を受けていない教育機関に勤めている市民への影響を検討するのかという点については、後者をとる。また、補助金を受けている教育機関については検討の対象から外すとしている(B167)。

第19条にもとづく自由は、個々の市民のものであり、その「市民」に含まれる「補助金を受けていない教育機関の教育者」のもとにも学生は存在する。

そのなかで、第15条5項が執行されたとき、教育者にとっては、教育を行う対象を選ぶ際にもっとも大きな影響が出てくることになる。学生の選抜は、私立の教育機関にとってもっとも重要な事項である。その点から考えても、補助金を受けていない教育機関に対して規制を加えることは非合理的であり、第19条6項（同条1項g号の規定の例外）は、留保について決して正当化理由とはならないとしている（B169-172）。

さらにバンダリ裁判官は、改正による影響として、(1)学問水準の悪化、(2)優秀な教員を惹きつけることの困難さ、(3)補助を受けない機関を設置するインセンティブの喪失、(4)教育機関に対する世界的評価の悪化、を挙げている。それぞれについて検討したうえで、彼は、補助を受けていない教育機関に対して留保を行わせることは、単に第19条1項g号を制限する以上のことになると示している。そしてこのような状況からみて、非合理的な制限によって、基本権が意味をなさなくなったとき、憲法の規定の根本的アイデンティティが変更されたといえる、と述べている。

このように、第93次改正が補助を受けていない教育機関に対して留保を行わせることは、憲法の基本構造である第19条1項g号の効力を失わせることになるので、補助を受けていない教育機関にまで適用することは権限踰越となる、と判示している（B177）。そして、議会は補助金を受けていない教育機関を除いて適用されることは見越していたはずであるとし、2006年法の内容にもそれは表れているとした（B182）。

### 3. 小括

タークル判決において、「憲法の基本構造」について詳しく記述された判決文のうち、2つのものについて概観した。大きな違いは、バラクリシュナン長官は「補助を受けていない私立の教育機関」に関しては憲法判断の枠外においたのに対し、バンダリ裁判官はこれについても検討を行ったところにある。確かに、憲法第15条5項とは異なり、2006年法では中央教育機関が対



象となっており、それは連邦法により設置されているか、国により運営されている、または国からの補助を受けている教育機関であると定義づけられる。したがって、2006年法の違憲性を問うことが主要な目的である本訴訟においては、バラクリシュナン判決のように「補助を受けていない私立の教育機関」については、これを分離して判断することにも整合性があるとみることができる。しかし、当該訴訟が公益訴訟として提起されていることを考えれば、バンダリ裁判官のように、第15条5項の位置づけをより原理的に判断することも必要なのではないかと考えられる。この点について、前掲のクリシュナスワミほか (Krishnaswamy and Khosla [2008: 56]) は、憲法第15条5項の違憲性についても問われた本訴訟において、「憲法の基本構造」侵害に関する判断を回避したことに対して批判している。

「憲法の基本構造」が侵害されるとはいかなる状態をいうのか、という点については、バンダリ裁判官が詳細に取り扱っている。彼によれば、「基本構造」を構成する規定の、「根本的なアイデンティティ」を侵害したとき、それは基本構造の侵害となるということで、これを判断するのは裁判所の重要な役割ということになる。これに対してバラクリシュナン長官は、憲法改正の合憲性について憲法前文と国家政策の指導原則規定から判断するという見方を提示している。このバラクリシュナン長官の見方に対しては、原告側代理人であるダーヴァンが、その著書 (Dhavan [2008: 224]) のなかで、受け入れがたい結論であり、「憲法前文と国家政策の指導原則は、憲法の基本構造の基本的かつ排他的な源泉ではない」と批判している。ただし、バンダリ裁判官の判決理由については、「補助を受けていない私立の教育機関」について留保制度を設けることが、憲法第19条1項g号に違反するとのパイ基金判決に依拠して論旨を展開しているものの、憲法第93次改正にもとづく憲法第15条5項の追加によって状況は変化しており、新たな論拠が必要になるという見解<sup>31)</sup>もみられる。

このように、憲法の基本構造論を参照しての、憲法第93次改正等に対する違憲判断においては、裁判官によって差異が生じた。すなわち、検討する対

象の設定、文言の解釈の方法等に差異が生まれていたのである。そしてそれは、司法が自己抑制的に解釈を行うか否かという点での違いということができよう。

## 結論

本章では、タクル判決を通じて近年のインド憲法にかかわる動態について、その一面を検討した。具体的には、公益訴訟の歴史的展開のなかでのタクル判決の位置づけと、同判決における「憲法の基本構造」論とを、インドの民主主義にとって重要な司法と政府との関係を考察するための、2つの手がかりとしたものである。これは、司法と政府とのダイナミックな関係性がインド政治を動かす力のひとつであったと考えるためであり、タクル判決もそうした流れのなかに位置づけられる事例である。つまり、比較的政府からの独立性が高い司法が、政治的に争点となっている問題について何らかの判断を示し、これに対して政府が当該判決において問題とされた事項を修正、あるいは憲法改正という形で政府の意向を貫くという動きをみせながら、統治がなされていくという状況がみられるということである。

公益訴訟については、インド司法が「政府に説明責任を果たさせるため」<sup>93</sup>の重要な手段であるということができ、対象となる事項の拡大と発展のなかで、司法が社会の変革に関与する手だてとなっている。タクル・ケースもまた、憲法第15条5項や2006年法の違憲性については認められるところとならなかったが、判決のなかでは「富裕層」を除外することや、前述のとおり期限ごとに見直しをすることなどが述べられており、インドにおける留保制度について重要な示唆を与えた判決となったといえることができる。

タクル判決は、対象とする事項が拡大してきている公益訴訟の展開の流れのなかに位置づけられるものであった。すなわち、公益訴訟が導入された当初に多くみられた、社会活動訴訟という呼び方に沿う事例というよりも、

公益のためでありながらも対象が複雑化してきている訴訟のひとつとして、タクル・ケースを位置づけることが可能であることがわかる。同時に、司法の判断が今後の留保政策にも影響を及ぼしうるという点で、インド政治における司法の存在が、これまで同様に重要なものとなりうることが明らかになった。

しかし、訴訟で取り上げられる対象が拡散し、複雑化するなかで、持ち込まれる問題に対する司法の対応も複雑になってきている。憲法の基本構造に対する取り扱いの違いは、その現れとみることもできよう。前節で述べたとおり、「憲法の基本構造」に照らしての違憲審査については、さまざまな判断基準が設けられ、審理されてきている。タクル判決においても、バラクリシュナン長官のものとバンダリ裁判官のものとを比べると、「憲法の基本構造」のとらえ方や、その侵害を認める基準には差異があることが認められる。そして、「憲法の基本構造」の侵害について検討するにしても、これを積極的に論点として取り上げるか否か、裁判官によって大きく違いが見受けられた。

なかでも、バラクリシュナン意見において「憲法の基本構造」にもとづいて検討する際に、「私立の、補助金を受けていない教育機関」については言及を避けて判断をしており、これが政治的要因によるものともみられていることが指摘されている<sup>33</sup>。近年政府から裁判所に対して、政治と司法との関係について批判的な意見がみられた。たとえば、2006年法にもとづくOBC等への留保について、2007年4月に最高裁判所が差し止め命令を発したとき、首相マンモハン・シンは、「司法積極主義と、司法の行きすぎとの間の差は実に小さなものである」と発言した<sup>34</sup>。これに対して、バラクリシュナン最高裁長官は、違憲審査は司法のもつ重要な役割であることを明言しつつ<sup>35</sup>、民主主義の適切な機能のためには三権が調和的なバランスを保つ必要があると述べ、憲法上に規定されたそれぞれの役割を守りながら機能していくことを強調している。ときに司法と政府との緊張関係を保つことを前面に出しながらも、調和的な関係を保つこともまた明らかにしている長官の姿勢が、タ

ークル判決のなかで自己抑制的な司法という印象を与えているのかもしれない。

公益訴訟の展開と隆盛は、司法が政府から独立していない限りはなされえないものである。しかし、本判決にみられる憲法解釈の多様性は、司法が政治からはまったく超然とはしてられないという現実を示しているといえよう。

なお、今回タークル判決の考察において、捨象した論点のなかにもインド民主政を考察するにあたり重要なものが多数存在する。とくに、インド憲法における平等権のあり方については、第15条だけではなく、そのほかの条文や判例もふまえながら、今後ひきつづき検討されるべき課題である。

[注] \_\_\_\_\_

- (1) WP (C) No. 265 of 2006のほか、複数の訴訟を合わせて審理している。なお、WP (C) は、Writ Petition (Civil) の略称。
- (2) 本章では、過去の公益訴訟について、Kapur [1998-2007], Ahuja [1997], Razzaque [2004], Upadhyay [2006, 2007], 安田 [1987], 稲 [1993], 佐藤 [2001]などを参考にした。
- (3) *Mumbai Kamgar Sabha vs. Abdulbhai Fazulabhai & Others*, AIR 1976 SC 1465 (なお判例に関しては、AIRは“All India Reporter”, SCは“Supreme Court”の略称である。後者は「指定カースト」(SC)をしめすものではないことに注意)。
- (4) *Sunil Batra vs. Delhi Administration*, AIR 1980 SC 1579。
- (5) *People's Union for Democratic Rights vs. Union of India*, AIR 1982 SC 1473。
- (6) *Bandhua Mukti Morcha vs. Union of India*, AIR 1984 SC 802。
- (7) *Vellore Citizens Welfare Forum vs. Union of India*, AIR 1996 SC 2715。
- (8) *M. C. Mehta vs. Union of India*, WP (C) No. 13029/1985。
- (9) 何度かにわたって命令は発せられているが、これらは1998年7月のものである。
- (10) *R. R. Dalwai vs. The Indian Overseas Bank*, AIR 1991 Mad 61。
- (11) 当該訴訟の内容については、次の記事を参照。[http://timesofindia.indiatimes.com/India/PIL\\_challenges\\_validity\\_of\\_Forest\\_Act/articleshow/2799419.cms](http://timesofindia.indiatimes.com/India/PIL_challenges_validity_of_Forest_Act/articleshow/2799419.cms) (2009年1月9日アクセス)。<http://www.hindu.com/2008/01/26/stories/2008012656880800.htm> (2009年1月9日アクセス)。

- (12) 孝忠 [2005: 6], Galanter [1984] 参照。
- (13) 第15条は「宗教, 人種, カースト, 性別または出生地を理由とする差別の禁止」規定であり, 同4項は, 国が社会的・教育的後進階級, SC, ST のために特別規定を設けうることを定めたものである。
- (14) *M. R. Balaji and Others vs. State of Mysore*, AIR 1963 SC 649.
- (15) *Indira Sawhney and Others vs. Union of India and Others*, 1992 Supp. (3)SCC 217 (判例に関しては SCC は “Supreme Court Cases” の略称)。
- (16) 詳細については, 孝忠 [2005: 167-171] 参照のこと。なお, 第16条4項は公務への留保または補職を可能とする規定である。
- (17) *T. M. A. Pai Foundation & Others vs. State of Karnataka & Others*, (2002) 8 SCC 481.
- (18) *P. A. Inamdar & Others vs. State of Maharashtra & Others*, (2005) 6 SCC 537.
- (19) タークル判決 (Balakrishnan CJI) para11 (CJI は Chief Justice of India の略称)。
- (20) *Kushum Lata vs. Union of India*, (2006) 6 SCC 180.
- (21) *Golakh Nath vs. State of Punjab*, AIR 1967 SC 1643.
- (22) *Kesavananda Bharati vs. State of Kerala*, AIR 1973 SC 1461.
- (23) ただし, ゴーラク・ナート判決では「基本権規定については改正を認めない」としていたところが, ケーサヴァナンダ・バーラティ判決では基本権のうちのいずれが「憲法の基本構造」にあたるかを, その都度裁判所が判断するということになるため, 条件が緩和されたという見方もある (Jain [2000: 12])。
- (24) Austin [1999: 264 n11] なお, シールヴァイの考察については Seervai [1993: 1357] など参照。
- (25) *Indira Nehru Gandhi vs. Raj Narain*, AIR 1975 SC 2299.
- (26) *Minerva Mills Ltd. vs. Union of India*, AIR 1980 SC 1789.
- (27) 第14条は法の前の平等, 第15条は宗教, カースト等を理由とする差別の禁止, 第16条は公務への雇用における機会均等に関する規定である。
- (28) なお, バンダリ裁判官は, 「黄金の三角」の重要性は, 非常事態を宣言するにあたり, 憲法第14条および第19条が停止されるところからも明らかであるとする (B141)。
- (29) *Kihoto Hollohan vs. Zachillhu & Others*, 1992 Supp. (2)SCC 651.
- (30) たとえば, 「教員の最低限度の必要資格を定めることは, 合理的な規制である」としている (B159)。
- (31) Krishnaswamy and Khosla [2008: 56] 参照.
- (32) *Times of India*, June 14, 2008, <http://timesofindia.indiatimes.com/articleshow/msid-3127743,prtpage-1.cms> (2009年1月9日アクセス)。
- (33) Krishnaswamy and Khosla [2008] によれば, 裁判所が審理の対象を制限す

ることは不思議なことではないが、本件に関しては私立の補助金を受けていない教育機関についても審理を行うことが要請されていたとしている。

(34) *Indian Express*, April 9, 2007 [http://www.indianexpress.com/story\\_print.php?storyid=27888](http://www.indianexpress.com/story_print.php?storyid=27888) (2009年1月9日アクセス)。

(35) *Indian Express*, April 9, 2007 [http://www.indianexpress.com/story\\_print.php?storyid=27889](http://www.indianexpress.com/story_print.php?storyid=27889) (2009年1月9日アクセス)。

### 〔参考文献〕

#### <日本語文献>

浅野宜之 [2008] 「インド憲法改正およびその関連法令とこれに関わる最高裁判例——第93次改正を例に——」(近藤則夫編「インド民主主義体制のゆくえ——多党化と経済成長の時代における安定性と限界——」調査研究報告書 アジア経済研究所 89-117ページ)。

伊藤美穂子 [2006] 「インドにおける公益訴訟 その発展と展開——環境権の確立とその救済手続の発達を中心に——」(『横浜国際社会科学硏究』第11巻第3号 409-425ページ)。

稲正樹 [1993] 『インド憲法の研究』信山社。

孝忠延夫 [2005] 『インド憲法とマイノリティ』法律文化社。

孝忠延夫・浅野宜之 [2006] 『インドの憲法』関西大学出版部。

佐藤創 [2001] 「『現代型訴訟』としてのインド公益訴訟 (I) (II)」(『アジア経済』第42巻第6号 6月 2-25ページ, および, 第42巻第7号 7月 18-36ページ)。

佐藤宏 [2006] 「インドの雇用問題における社会的次元——民間部門への雇用留保制度導入論争をめぐる——」(佐藤宏編「南アジアにおけるグローバリゼーション——雇用・労働問題に対する影響——」調査研究報告書 アジア経済研究所 143-169ページ)。

安田信之 [1987] 『アジアの法と社会』三省堂。

#### <判例集>

AIR: All India Reporter.

SCC: Supreme Court Cases.

#### <英語文献>

Ahuja, S. [1997] *People, Law and Justice: Casebook on Public Interest Litigation*, New

Delhi: Orient Longman.

- Austin, G. [1999] *India's Working Constitution*, New Delhi: Oxford University Press.
- Bhagwati, P. [2008] "Public Interest Litigation," *Manupatra Newslines*, 3(5), pp. 1-12.
- Dhamijia, A. [2007] *Need to Amend a Constitution and Doctrine of Basic Features*, Nagpur: Wadhwa.
- Dhavan, R. [2008] *Reserved! How Parliament Debated Reservations 1995-2007*, New Delhi: Rupa.
- Galanter, M. [1984] *Competing Equalities: Law and Backward Classes in India*, New Delhi: Oxford University Press.
- Jain, M. P. [2000] "The Supreme Court and Fundamental Rights," in S. K. Verma and Kusum eds., *Fifty Years of the Supreme Court of India: Its Grasp and Reach*, New Delhi: Oxford University Press, pp. 1-100.
- Kapur, J. [1998-2007] *Supreme Court on Public Interest Litigation* (vol. I-XIII), New Delhi: LIPS Publications.
- Krishnaswamy, S., and Madhav Khosla [2008] "Reading A. K. Thakur vs Union of India: Legal Effect and Significance," *Economic and Political Weekly*, 43(29), July 19-26, pp. 53-60.
- Razzaque, J. [2004] *Public Interest Environment Litigation in India, Pakistan and Bangladesh*, Hague: Kluwer Law International.
- Seervai, H. M. [1993] *Constitutional Law of India (Fourth Edition)*, vol. II, Bombay: Tripathi.
- Shukla, V. N. [2001] *Constitution of India (Tenth Edition)*, Lucknow: Eastern Book Company.
- Singh, Parmanand [2006] "Public Interest Litigation," in *Annual Survey of Indian Law 2005*, New Delhi: Indian Law Institute, pp. 537-556.
- Sood, J. D. [2007] "Public Interest Litigation," in *Annual Survey of Indian Law 2006*, New Delhi: Indian Law Institute, pp. 599-605.
- Upadhyay, V. [2006] "Public Interest Litigation" in *Halsbury's Laws of India*, vol. 22, New Delhi: LexisNexis Butterworths, pp. 577-759.
- [2007] *Public Interest Litigation in India: Concepts, Cases, Concerns*, New Delhi: LexisNexis.

<資料>

2006年中央教育機関（入学における留保）法（2007年法律第5号）（抄訳）

第1条（名称）

（略）

第2条（定義）

本法において、文脈上異なる内容が要請されない限り、

- (a) 「学期」(academic session)（略）
- (b) 「年間の認定定員数」(略)
- (c) 「適切な機関」(略)
- (d) 「中央教育機関」は、
  - (i) 連邦法によりまたはそのもとで設立または法人化された大学
  - (ii) 議会の法律により設置された国家的に重要とされる機関
  - (iii) 1956年大学認可委員会法第3条にもとづき準大学 (deemed university) とされた機関で、中央政府からの補助を得て運営されているもの
  - (iv) 直接または間接にかかわらず、中央政府により運営されもしくは中央政府から補助金を得ていて、第1項もしくは第2項に定める機関に参加しておりまたは第3項に定める機関を構成する部署であるもの
  - (v) 1860年団体登録法にもとづき中央政府により設置された教育機関をいう。
- (e) 「学部」(略)
- (f) 「マイノリティ教育機関」は、憲法第30条第1項にもとづき、マイノリティによって設立および管理され、議会の制定法もしくは中央政府により宣言されたものまたは2004年国家マイノリティ教育機関委員会にもとづきマイノリティ教育機関として宣言されたものをいう。
- (g) 「その他後進階級」は、社会的および教育的に後進な市民の階級または諸階級で、中央政府により決定されたもの
- (h) 「指定カースト」(略)
- (i) 「指定部族」(略)
- (j) 「教育部における教育または指導」(略)

第3条（中央教育機関における留保）

中央教育機関における入学での留保およびその範囲について、次のとおりになければならない。

- (i) それぞれの教育部または学部における年間の認定定員数のうち、15%を指定カーストに留保しなければならない。
- (ii) それぞれの教育部または学部における年間の認定定員数のうち、7.5%を指



定部族に留保しなければならない。

- (iii) それぞれの教育部または学部における年間の認定定員数のうち、27%をその他後進階級に留保しなければならない。

#### 第4条（適用されない場合）

前条の規定は下記の場合において適用されない。

- (a) 憲法第6附則に定められる部族地域に設立された中央教育機関
- (b) 本法附則に定める特別組織，研究機関，国家機関および戦略的重要拠点  
ただし，中央政府は，必要を認めた場合，官報における公示を通じて附則の改正を行うことができる。
- (c) 本法に定めるマイノリティ教育機関
- (d) 中央政府が適切な機関と協議のうえ特定する，いかなる教育部もしくは学部で実施されるポストドクターレベルを含む高度に特殊なコースまたはプログラム

#### 第5条（義務的な定員増）

- (1)第3項(iii)および効力を有するそのほかの法令の定めにかかわらず，すべての中央教育機関は，適切な機関の事前の承認にもとづき，その教育部もしくは学部の定員について，指定カースト，指定部族およびその他後進階級に属するものために留保された定員を除いた定員が，本法が効力を有する日の直前の学期における当該定員を下回ることがないように，その年間の認定定員を超えて増員しなければならない。

- (2) (略)

#### 第6条（2007年度における入学時の留保）

(略)

#### 第7条（議会への公示の提出）

(略)